

司法修習生の修習資金貸与制の実施を延期し給費制の復活を求める声明

当会は、政府、国会、最高裁に対し、2010年11月1日から実施される修習資金を国が貸与する制度（貸与制）の実施時期を相当期間延期し、司法修習生に対し給与を支給する制度（給費制）の復活を求める。

1 貸与制の実施に関する裁判所法改正

国会は、2004年11月、司法修習生に対し、2010年11月から、給与を支給する給費制を廃して、修習資金を貸与する貸与制を実施することとして裁判所法を改正した（裁判所法67条の2）。

その際、衆参両議院で付帯決議がなされ、1項で、改革趣旨・目的が、「法曹の使命の重要性や公共性にかんがみ、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する」ものであることが強調され、3項で、「給費制の廃止及び貸与制の導入によって、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないように、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと。」が明記された。

2 裁判所法改正当時の理由

(1) 貸与制を定めた2004年11月の裁判所法改正時には、その理由として①国家公務員の身分をもたない者に対する給与支給は極めて異例の取扱いである、②司法修習は個人が法曹資格を取得するためのものであるから、必要な経費は受益者である修習生が負担すべきである、③現行の給費制は法曹人口が希少であった戦後間もなく導入されたが、法曹人口に係る情勢は大きく変化したことなどが、理由として挙げられた。

(2) しかし、その実質的な理由の第1は、司法試験合格者を2010年（平成22年）には年間3000人を目指すという法曹人口の急激な増大等による財政的支出の拡大のほか、法科大学院制度の導入による財政的支出の拡大が不可欠であるなど司法予算に関する支出の危惧であり、第2は、司法修習生の多くが弁護士という民間人となるのに、国家が給与を与えることについて国民の理解が得られないというものであった。

3 裁判所法改正後の実情

(1) 裁判所法改正後、法科大学院（ロースクール）は乱立状態となり、現在全国各地に74校が設立されている。

法科大学院の乱立と入学者数の増加等は、司法試験の合格率が、司法制度改革審議会の期待した合格率である約7～8割を、はるかに下回る大きな原因のひとつになっている。

(2) 司法制度改革審議会が望ましいとした法学部以外の未修者や社会人の入学者は減少傾向にあり、他分野からの有為の人材の集まりに翳りが見られる。法科大学院への志願者も、2007年度には4万6207名であったものが、2008年度には3万9555名と約6000名減少している。

この背景には、法科大学院の費用が多額にのぼり、その間の生活費の負担も大きいことや、急激な法曹人口の増加による就職難などの経済的な諸問題がある。

(3) 2004年から、国家試験に合格した医師には2年間研修が義務づけられる一方で、研修中はアルバイトなしで専念して研修することができる制度が設けられた。民間人である医師の養成制度でも、このように国家予算を導入し育成をはかっている。

予算の面からも、司法修習生の修習期間は1年と短縮され、2010年3000人という法曹人口問題も流動的で、現状を大幅に増加することはないと考えられる。給費制の維持には国民の理解が得られやすくなっている。

4 司法修習生に対する給費制の役割及び現状での廃止に伴う弊害

司法修習生は、裁判官、検察官として公務員になるか、弁護士として民間人となるかを問わず、法の支配を全国に実現するための社会のインフラ（基盤）であり、給費制は、有為な人材の確保、司法修習への専念という点から、極めて重要な役割を果たしてきた。

(1) 有為な人材の確保の困難性

我が国の従来法曹の人材確保については、改革すべき諸点が多数存在したものの、法曹資格の取得については貧富の差を問わず広く門戸が開かれていた。従来法曹養成制度は、決して「金持ちしか法曹になれない制度」ではなく、多様な人材が、裁判官、検察官、弁護士として輩出されてきた。

この点は高く評価すべきであり、司法制度改革審議会も、「資力のない人、資力が十分でない者」が法曹となる機会を求めている。

法曹を志す者は、司法修習生となるまでに多大な経済的負担を負っているが、給費制が廃止されれば、経済的な負担の更なる増大は避けられず、21世紀の司法を支えるにふさわしい資質・能力を備えた人材が、経済的な事情から法曹への道を断念する事態も想定され、その弊害は極めて大きい。

(2) 司法修習生の職務専念義務とそれを支えてきた給費制

従来から司法修習生には、兼業の禁止をはじめとする厳しい修習専念義務を課してきた。2004年の裁判所法改正でも、その理念・方針には何ら変わりはなく、法科大学院が2～3年、司法修習期間が1年という現行制度の下では、この義務の重要性は、今後なお一層高まるものと思われる。

給費制は、司法修習生に職務専念義務を課す一方で、その生活を保障してきた。この給費制を廃止しながら、司法修習生に職務専念義務を課したまま

アルバイト等を禁止するというのでは、経済的に過大な負担を強いることになり制度として無理がある。

(3) 弁護士活動の公共性・公益性の制度的担保

司法修習生に対する給費制は、公共心の醸成された人材の育成、あるいは、司法修習後に弁護士になった者による社会への貢献・還元という点からも、重要な役割を果たしてきた。

給費制は、現行司法修習制度の下、法曹、とりわけ弁護士の公共性を制度的に担保する役割を歴史的に果たしてきた。当番弁護士制度、法律相談センター事業、過疎地における公設事務所の開設など弁護士・弁護士会による各種の公益活動は、弁護士の公共性・公益性を具体的な形としてあらわしたものである。また、弁護士の人権擁護のための諸活動（例えば、人権救済、子どもの虐待防止活動、消費者保護活動、犯罪被害者支援活動等）をボランティアで支えてきたのは、弁護士の強い使命感である。

被疑者国選制度が、2006年10月から法定合議事件に、2009年5月から必要的弁護事件にと拡大され、全国の弁護士会がこれについて責任をもった弁護体制の確立に努力しているところである。

これらの活動、そして制度構築の使命感は、給費制という経済的支援が行われてきた現行司法修習によって醸成されてきたものといっても過言ではない。

5 結論

このように、裁判所法改正後の実情を踏まえた場合、給費制を廃止して貸与制を実施することは、司法制度改革の理想を損ない、付帯決議が危惧した状況を顕在化させることになりかねない。

また、付帯決議においては、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方を含め、関係機関と十分な協議を行うこととされているが、これまで十分な議論がされてきたとは思えず、このまま貸与制に移行することは、付帯決議にも反することになる。

当会は、法曹教育の一端を担う立場から、次世代の法曹を養成するため、2010年11月1日から実施される修習資金を国が貸与する制度（貸与制）の実施時期を相当期間延期し、司法修習生に対し給与を支給する制度（給費制）を復活させることを、政府、国会、最高裁に強く求めるものである。

2009年（平成21年）7月1日

茨城県弁護士会

会長 荒川 誠 司